別紙2

# 平成19年度事務事業評価調書（新規用）　北広島市

| 整理番号 | 44 | 事務事業名 | 公園施設補修事業 | 作成部署 | 建設部都市整備課 | 電話 | 内線751 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務区分 | ■自治事務　□法定受託事務 | 部長職名 | 高橋　通夫 | 課長職名 | 槌本　英秋 | 作成日 | 平成19年8月 |
| 事務事業開始年度 | H20 | 根拠法令等 | 都市公園法第2条の3 | | | | |
| 〃 終了予定年度 | | | | | | | |
| 事務事業の概要 | 既設都市公園の老朽化した遊具・外柵などの施設補修で、1施設1，000千円以上の補修費用が見込まれる施設を対象とし、日常の修繕では対応できない施設の大規模補修を計画的に行い、公園利用者の安全を確保する。 | | | | | | |

## 計　画

| | | | |
|---|---|---|---|
| 上位施策との関連（総合計画での位置付け） | 章 | 環境と共生する快適なまち | （第　2　章） |
| | 節 | 自然と緑と公園 | （第　1　節） |
| | 施策 | みんなが憩える公園・緑地づくり | （第　2　施策） |
| 目　的（ここから成果指標を導きます） | 対　象（誰、又は何を） | 都市公園利用者 | |
| | 意　図（何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか） | 利用する公園内の遊具・外柵などの施設が安全に使用できる状態に回復させるため、計画的に大規模補修を行う。 | |
| 手　段（ここから活動指標を導きます） | 市が行う事務事業の具体的な実施内容（※補助金等の場合は団体等の活動内容） | 20年度 | 虹ヶ丘公園複合遊具補修　1基、 西の里公園複合遊具撤去　1基、ふれあい公園園路橋台補修　1橋、めばえ公園外柵取替　60m |
| | | 21年度 | 東公園バックネット補修　1基、西の里公園四阿・木製階段補修　、つつじヶ丘公園複合遊具補修　1基 |
| | | 22年度 | きたひろサンパークテニスコート面補修　2面 |
| | | 23年度以降 | きたひろサンパークテニスコート面補修　2面、大曲公園外柵取替　200m、はるかぜ公園外柵補修　120m、同遊具補修、大曲公園外柵補修　200m、おおぞら遊園地外柵補修　120m、やまびこ公園外柵補修　80m、なかよし公園外柵補修　80m外 |

**【費用の予定額】**　（単位：千円）

| | 区　分 | 20年度予定額 | 21年度予定額 | 22年度予定額 | 23年度以降[毎年] |
|---|---|---|---|---|---|
| 直接事業費 | 国支出金 | | | | |
| | 道支出金 | | | | |
| | 地方債 | | | | |
| | その他特財 | | | | |
| | 一般財源 | 5,000 | 5,000 | 9,000 | 22,100 |
| | ①合　計 | 5,000 | 5,000 | 9,000 | 22,100 |
| 人　件　費（概算） | ②人　数（年間） | 0.20 | 0.20 | 0.30 | 0.90 |
| | ③1人当り年間平均人件費 | 9,000 | 9,000 | 9,000 | 9,000 |
| | ④＝②×③ | 1,800 | 1,800 | 2,700 | 8,100 |
| 総　事　業　費 ①＋④ | | 6,800 | 6,800 | 11,700 | 30,200 |

| 整理番号 | 44 |
|---|---|

## 2 指 標

**【事務事業を評価する指標(ものさし)】**

| | 指 標 名 | | 指 標 値 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 単位 | 20年度目標 | 21年度目標 | 22年度目標 | 最終目標 |
| 活動指標(事務事業の活動量や実績) | ① | 公園施設補修箇所数 | 基 | 3 | 3 | 2 | 18 |
| | ② | | | | | | |
| | ③ | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 成果指標(目的の達成度を測るものさし) | ① | 遊具・外柵等補修率<br>【指標の定義(算式等)】<br>補修箇所数／全体補修箇所数 | % | 22.2<br>(4／18) | 38.9<br>(7／18) | 44.4<br>(8／18) | 100.0<br>(18／18) |
| | ② | 【指標の定義(算式等)】 | | | | | |

## 3 評 価

| チェック項目 | | 評点 | 選択理由、説明等 |
|---|---|---|---|
| 妥当性 | ・市民や社会の要求に合致しているか。<br>・上位施策を達成するために必要な事務事業か(目的妥当性の度合)<br>・行政が関与しなければならない事務事業か(公共性・公益性の度合) | 4 | 市民に最も身近な公園で、児童や高齢者等の遊戯、運動、憩いの場として提供されている施設であり、その補修は都市公園法において市が行うことが定められており、市が補修することは妥当である。 |
| 有効性 | ・成果指標値から見て、目標の達成度はどの程度か(達成度合)<br>・目的を達成するための手段(実施方法)は有効か(手段有効度合) | 4 | 市民に最も身近な公園で、児童や高齢者等の遊戯、運動、憩いの場として提供されている施設であり、その補修は本来の目的を復活させることであり、目的手段とも有効である。 |
| 効率性 | ・投入する予算や人員に見合った効果が期待できるか(費用対効果の度合)<br>・事業の実施方法は効率的か(同じ経費でもっと効率的な方法はないか) | 4 | 事業実施に当たっては十分コスト節減を考慮した設計に努める。 |
| 公平性 | ・受益者負担は適正か<br>・当該事業による利益が、特定の個人や団体に偏っていないか。 | 4 | 都市公園法において市が設置した公園は、市が管理する旨が定められており、受益者負担は該当しない。 |
| 緊急性 | ・すぐ実施する必要があるか、熟度は高まっているか(緊急度合) | 4 | 事業計画に上げた施設は、普段多くの地区住民利用されている施設であるため、早急の復旧が望まれている。 |
| 評点区分 | 4 適切(十分)　3 概ね適切(十分)　2 改善の余地がある　1 不適切(不十分)　－ 該当なし | | |

| 法律で実施が義務付けられている事務事業か | ■有　□無 |
|---|---|

| 民間活力の活用性評価(事業担当部局が評価) | | |
|---|---|---|
| | ■ | 民間等での実施または市民等との協働の可能性はほとんどない。 |
| | □ | 民間等での実施または市民等との協働が可能である。 |
| | □ | 民間等で実施または協働して取り組むべきである。 |

| 説明(上記評価の総合的な説明) | | |
|---|---|---|
| | 事業担当部局 | 市内の公園は開設から30年以上経過したものが多く、設置されている施設の老朽化が著しく、日常の修繕では対応できない施設の大規模補修を計画的に進めていくことが必要である。 |
| | 行革本部 | 老朽化した公園の計画的な修繕は、児童や高齢者等への安全な憩いの場の提供として、有効性が高い。 |